

建設工事登録業者の皆様へ

佐世保市財務部 契約課

営業所技術者等が現場技術者を兼務する場合の取扱いについて（お知らせ）

営業所技術者等（特定営業所技術者又は営業所技術者をいう。）又は経營業務の管理責任者が、現場技術者（主任技術者又は監理技術者）を兼務する場合の取扱いについて、下記のとおり取り扱うこととしたので、お知らせします。

1 営業所技術者等の兼務について

以下の全ての要件を満たす場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができます。ただし、専任特例を除きます。また、（１）～（３）の併用はできません。

（１）主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事（建設業法第26条の5）

要 件
① 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
② 兼ねる工事現場の数が 1 以下であること。
③ 建設工事の請負代金の額が、1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であること。
④ 営業所から当該工事現場の距離は、一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ移動時間がおおむね 2 時間以内であること（移動時間は片道に要する時間であり、移動手段は自動車に限定し、有料道路は使用しないこととする。）また、工事の施工箇所が県内にあること。
⑤ 当該建設工事で下請次数は 3 を超えないこと。
⑥ 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるためのもの（以下「連絡員」という。）を配置すること。なお、連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し、1 年以上の実務の経験を有するものとする。
⑦ 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。
⑧ 当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できる手段とし、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB 会議システムでも差し支えない。
⑨ 当該建設工事を受注した建設業者が、「人員の配置を示す計画書」（別記様式 2）を作成し、発注者に提出の上、工事現場毎にも備え置くこと。
⑩ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(2) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（営業所と工事現場が近接している場合）

要件
① 営業所技術者等が置かれている営業所において、請負契約が締結された建設工事であること。
② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務を兼務することが可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。
③ 工事現場と当該営業所が近接していること。
④ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
⑤ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

※ 近接とは、営業所と工事現場間が本土市内（離島については同一島内）であること。なお、他市町の区域内の工事については10km程度または30分程度であること。（現場代理人の兼務制度と同様）

(3) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（(2)の場合以外）

- ・(1)の要件を全て満たすこと。

2 経營業務の管理責任者の業務について

佐世保市が発注する建設工事を対象とし、次のとおり取り扱う。

(1) 1(1)又は1(3)の条件に該当する建設工事

- ・兼務を認めない。

(2) 1(2)の条件に該当する建設工事

次の要件を全て満たす場合に限り、経營業務の管理責任者と主任技術者の兼務を認める。

要件
① 経營業務の管理責任者が置かれている営業所において、請負契約が締結された建設工事であること。
② 経營業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。
③ 工事現場と当該営業所が近接していること。
④ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
⑤ 経營業務の管理責任者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

3 兼務を適用する場合の申請について

(1) 入札手続き中における申請（制限付き一般競争入札の事前又は事後審査の場合）

「配置予定技術者名簿」の提出と同時に【別記様式1】「技術者の兼務を予定している場合の確認事項」を提出すること。

※1(1)～(3)、2(2)に該当する場合

(2) 契約締結時における申請

① 1 (1)、1 (3) の場合

「現場代理人等決定通知書」の提出と同時に【別記様式2】「人員の配置を示す計画書」を提出すること。

② 1 (2)、2 (2) の場合

「現場代理人等決定通知書」の提出と同時に【別記様式4】「営業所技術者等又は経營業務の管理責任者の兼務に関する届出書」を提出すること。

4 その他

① 通知中の「恒常的な雇用関係」とは、3か月以上の雇用関係があることをいいます。

② 工事途中に請負代金が基準を超えた場合、それ以降は制度を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならないので注意が必要です。基準を超えた場合の「基準」とは、下記2点を想定しています。

- ・ 1 (1) ③に示す請負代金の上限額
- ・ 専任の技術者を要する建設工事の請負代金額の下限額

③ 現場代理人については、通常工事現場への常駐が求められていることから、原則として、営業所技術者等又は経營業務の管理責任者との兼務は認められません。ただし、請負代金が1,000万円未満の場合で、1 (2) 又は2 (2) の要件を満たし、さらに、他に配置する者がいない場合は認めることがあります。

5 適用日

令和8年4月1日以降に適用する。(既に契約中の工事においても、要件を満たせば適用は可能)

以 上

佐世保市 財務部 契約課

電話番号 : 0956-24-1111

(内線) 3207~3208

FAX番号 : 0956-24-9624